

# 古代末期の農民問題について

戸 田 芳 実

## 一

「農民問題の歴史的把握」という統一テーマのもとに日本史研究会が大会を開いたのは一九六三年のことである。このとき古代史部会・中世史部会は、共同研究にもとづいて、佐藤宗諄「九・十世紀の國家と農民問題」、河音能平「中世成立期の農民問題」、黒川直則「十五・六世紀の農民問題」の三報告を準備し大会報告を行なった。この大会を境にして「農民問題」という主題が、古代・中世史の若手研究者のあいだで意識され、論議されるようになる。大山喬平氏が会誌『日本史研究』一〇二号の座談会で、当時を回顧して、私の論文「中世の封建領主制」(六二年)が出てしばらくすると、突如として「封建制」あるいは「中世」とは人民にとって何であったかという問題意識が強調された、と語っているのは、部会メンバーとしての率直な印象であろう。

いうまでもないが、そのとき部会で強調されたというのは、研究委員会で決定した大会向け共同研究方針である。私はそのとき中世の研究委員だったが、大山氏の印象によると、委員会方針「農民にとって何であったか」をずいぶん強調して言ったらしい。研究委員会では前年度の大会テーマである「現代における歴史像の再構成」を、今年度はもっと具体化しようという方針で討議を重ねた。はじめの案は「農民生活の歴史的把握」と対象をしばったものであったが、政治史的観点から農民を主体的にとらえようという考えにもとづいて、「農民問題の歴史的把握」とあらた

めた。それまでの大会テーマは壮大すぎて、部会ごとの共同研究の指針になりにくい傾向があった。しかし今度は大会テーマで報告内容ができるだけ統一しようという方針だったから、ことに中世史部会ではそれが強調されたのである。かたちはスローガン的であるにせよ、大山氏が言っているように、そのテーマの観点がそれ以後部会でうけつがれているとすれば、それだけでも大会をやった意義があったといえるだろう。

ところでこの「農民問題」という問題意識は、当然のことながら、その時に始まったものではなかった。次に述べるように、それは敗戦前において戦後歴史学を準備していた先学の問題意識や方法を、安保闘争後の段階であらためて継承しなおそうという試みだったのである。

昭和十年代に新しく出現した古代・中世史研究は、戦後に発展した研究の直接の源流をなしている。荘園史についていえば、この昭和十年代は古典的な荘園史概説が相ついでまとめられた時期であって、西岡虎之助、今井林太郎、江頭恒治、小野武夫ら諸氏の仕事がその代表的なものであった。

そしてこれと同時に雑誌『歴史学研究』が昭和十二年に「日本荘園の研究」特集号を出したが、そこに掲載された諸論文は、荘園研究をより高い水準へ進める新たな起点となった。この時期に新鋭の古代・中世史家として活躍を開始した人々、すなわち藤間生大、松本新八郎、石母田正、北山茂夫、清水三男、鈴木良一ら諸氏の仕事が戦後歴史学にはたした役割はここであらためていうまでもない。ただこのさい、その仕事の一つとして一九三六年に『社会経済史学』誌上に発表された北山茂夫氏の「奈良朝時代の農民問題について」があることをつけ加えておく必要があるだろう。

一九四二年に発刊された清水三男氏の『日本中世の村落』も、新たな中世史研究分野において開拓的な意義をもつ著書であるが、清水氏は同書の末尾に余論として加えた「中世村落研究の歴史」のなかで、次のように述べた。

社会経済史的研究そのものに対する批判は、一般思想界に於ける、単なる抽象的な経済主義に対する政治性、実践性への要望の昂まりにつれて漸次波及し、やがて、昭和十一年四・五両月社会経済史学発表の北山茂夫氏「奈良

朝時代の農民問題について」を始めとする、諸研究に現れ始めた。この主張は勿論明治時代の政治史に帰れとの主張ではない。国民層の中に持込まれた政治性を、経済史との関連に於いて正当に把握する事で、明治時代及びそれ以後の従来の政治史のやうな、国民大衆の外に立つ、単なる政府の政策の歴史といふやうなものでなく、国民層の中に深く入込んだ政治力の問題であった。

そして清水氏は続いて、「この問題を最もよく研究の上に具体化したもの」として、鈴木良一氏の論文「応仁の乱に関する一考察」(史学雑誌 昭和十四年八月号)を挙げたのである。

この鈴木良一氏の論文は、戦後一九四八年に『現代歴史学論叢』(高桐書院発行)の一冊として刊行された同氏の著書に、「山城国一揆と応仁の乱」と表題をあらためて収録された。そしてこの書は『日本中世の農民問題』と名づけられた。鈴木氏はそこで、応仁の乱を明らかにする新しい方法を提起し、従来の政治史のように、細川・山名・畠山などの「有力な武家のみに注意せず、全国的活動として、人民の活動として、見ることによってこの乱の姿をつかみうる」という観点をうちたて、土一揆および山城国一揆の研究から応仁の乱に迫ったのである。

戦後間もなく高桐書院から刊行されたこの『現代歴史学論叢』は、戦後のわれわれの歴史学の出発点をきざじた古典的學術書をそろえており、北山茂夫氏の『奈良朝の政治と民衆』、故清水三男氏の『中世荘園の基礎構造』もそれに含まれている。

日本史研究会の六三年度大会で新しく提起しなおされた「農民問題」の研究は、中世史のばあい五八・九年ごろから現実化した社会経済史の再構築の仕事——貴族・領主・農民の諸関係を規定する生産様式・所有形態・身分構成などの理論・実証両面からの追求——の蓄積にもとづいている。それが一定の水準まで到達したとき、日本史研究会は不十分ながらつぎのような「農民問題」の方法的観点を提出し、部会報告にそれを具体化する活動をはじめたのである。

ことさらに「農民問題」という言葉を用いたのは、農民をただ支配者の側からの目で客体化したり受身の立場に

において、その「存在形態」や「実態」や「生活」をえがくにとどまるのではなくて、歴史の諸段階において農民たちが負った歴史的課題、歴史の展開が農民に提起し、農民がうけとめた課題の究明を研究の目標におくという意味にほかなりません。

大会を準備した共同研究グループが、これまで「農民問題」を具体化するために立てた基本的観点は、およそつぎのようになっています。(1) 農民の社会的位置の究明。経済構造に規定された階級的 position とともに、各段階特有の諸「身分」に表現される社会的 position を、社会意識やイデオロギーの役割まで含めて追求すること。(2) その社会的地位に規定されて生ずる農民諸階層の歴史的役割、あるいは、諸体制の変質・変革・反動化などにおいて農民諸階層の果たした役割が何であったかを究明すること。(3) 歴史の諸段階において、農民が達成したさまざまな成果、あるいは抑圧された発展の可能性をさぐる。これらの問題意識を一言でいうなら、日本の歴史の展開とは農民にとって(ひいては全民衆にとって)何であったか、ということになるでしょう。(日本史研究 七一号)

そしてこのとき中世史部会から共同研究報告に立った河音能平氏は、「いわゆる荘園体制とは農民大衆にとって一体何であったか」という問いかけを、その冒頭にかかげて、中世初期の農民問題に鋭く迫る報告を行なった。この三年大会報告が何を目ざしていたかは、報告者の次の言葉がよく物語っていると思う。

本報告は：…中世封建社会の成立過程において農民各層はどのような政治的・身分的地位を志向してたか、そして支配階級によってどのような政治的・身分的秩序に組織・編成されるに至ったかを追求する。そしてこのことを通じて、勤労人民大衆にとって中世封建社会は如何なる体制的諸矛盾をもった社会として成立したかを明らかにし、その上に立って中世日本人民の歴史的達成をみきわめ、中世日本人民が全体として背負ったところの特有の歴史的課題を確定する道を開拓したい。

このような意図をもった河音報告は、在地領主にたいする田堵百姓の反隷属化闘争の帰結として、住人百姓の政治

的共同組織Ⅱ地域村落が、荘園領主の奉仕者集団という政治的身分編成のもとに成立し、それを基盤とした荘園体制のもとで、人民大衆は住人（名主百姓）、下人所従、小百姓、間人非人という四つの身分に分裂させられたこと、ここで一部有力農民において達成された耕地所有権と政治的共同組織とは、この身分的分裂を克服しながらやがて全領主階級と対決する中世後期農民大衆自身の権利と組織の橋頭堡となりうることを明らかにした。

## 二

以上、日本中世史で農民問題という研究課題が研究史上いかなる内容をもって提起されてきたかを簡単に述べたわけだが、率直に言ってその問題意識を研究に具体化することはまだ緒についたばかりである。六三大会いらい「農民（人民）」にとって何であったか」という観点のおき方は、とくに若手の研究者のあいだにひろまっていったが、それ自体は歴史観の座標軸にすぎず、それを明らかにする手続きや方法はその先にある創造的な課題であると思う。

私自身は河音氏がとりあげた中世初期の前の段階、九・十世紀の農業経営や所有形態の問題をこれまで研究してきたのであるが、この律令体制末期の農民問題をまえに述べたような観点から究明することはできないままにいる。私には去る六七年の日本史研究会大会でこの時期を対象にした報告（「中世成り期の国家と農民」 日本史研究九七号）を行なつて、九世紀末の人民的蜂起と庄園濫立とのつながり、それがもたらした律令国家の政治危機と延喜以降の国制改革（王朝国家への転換）の問題にとりくんだ。それは当時の共同研究の共通テーマである国家論と人民闘争論の観点を、律令国家から王朝国家への移行の問題に具体化した試みであったが、それにとりくみながら古代末期の農民問題の実質的な分析がまだ基礎的なところで多くの障害にぶつかったままであることを感じさせられた。

基礎的な問題の一つは、古代末期の公民Ⅱ「班田農民」の身分と階級（階層）の区別や関連性や矛盾関係をどうして明らかにすることができるかということである。「班田農民」という概念はふつう律令制のもとに編成された標準的・一般的な直接生産者農民をあらわすものとして用いられているようだが、林屋辰三郎氏が「律令制から荘園制

へ」の歴史過程を説明するために「班田農民の三類型」(家族的・土豪的・一般的という三階層)を問題にした(『古代国家の解体』)ように、中世史研究者としては班田農民を単一階層とだけとらえる単純化をみとめるわけにはいかないのである。林屋氏がこの三類型(三階層)を区別したのは、まさに「この三つの顕著な類型にわかれる公民が、律令政府に対して果して一樣な抵抗をなし得たであろうか」という問題意識にもとづいており、さらに氏はそれに加えて「良民から身分的に差別され、奴隷制維持の基盤をなす賤民の抵抗」の重要な意義について研究者の注意を喚起したのである。

すでに一九五五年に林屋氏が提出したこの問題をうけつぐためには、まず氏が家族的・土豪的・一般的と「仮りに名付け」た三階層それぞれの階級的な実態の分析を深め、その運動形態をもとらえうるようなよりの確な歴史的概念に発展させること(たとえば五九年に私が提唱した「富豪層」概念はその一つの試みである)、さらに各層の独自性とともにそれらが「平民百姓」または「公民」という一つの身分規定をうけ、その意識のもとに行動するということの社会史的・政治的意味を追求することが必要である。それは「公民」身分を捨てた浮浪人各層や、「公民」身分から政治的に排除された賤民や「夷俘」などの位置・運動・役割を明らかにするために必須の作業である。この五五年以後、とくに平安時代の社会経済史において、政治制度の研究から農民身分の特質を実証し、それを通して諸階級の実体構造を探り、身分と階級のズレと相互規定関係を考え続けたことは、古代から中世への変革過程を究明する推進力になった。それはたしかに農民問題に接近するに十分な道ではないが、必要かつ可能な一つの道であった。河音報告もその途上の一到達点である。

河音報告と同じ六三年日本史研究会大会で古代史部会から「九・十世紀の国家と農民問題」と題する報告をした佐藤宗諄氏は、九世紀初頭の「公民層の分解」問題を報告の出発点とした。佐藤氏はそこで、農業経営を中心として、「富強之輩」と「貧弱之輩」、および「その両者の中間に存在するほぼ一町経営を基準とする安定的経営規模の農民」の三階層を区分し、前二者を律令支配秩序の外部にのがれていくもの、後者を当時の「公民」の中核とみて、九世紀

の政治の中心的課題は、そういう「安定規模の経営農民」をいかに把握するかにあったとしている。この一町規模安定的小農民を政治史の土台におく見解は門脇禎二氏によるものだが、「律令体制の変貌」『岩波講座日本歴史』古代③、門脇氏のいう「自立的な個別経営」の百姓が、「公民層の分解」という経済法則の貫徹と、律令国家・貴族・富豪層の支配・収奪のもとで、いかなる状態におかれたか、そこでの農民的課題が何であったかを総体的にとらえることは、まだ始まったばかりである。門脇氏が注目したのは、王臣勢家や富豪層による山野用水などの侵害にたいして、百姓が旧共同体的結合を再編成しつつ国家に保証を求める弱さをもっていたこと、それが「新官人群」による律令制の修正的再建政策を支え、また王臣家・富豪層の奴隸制的経営展開の阻害条件（『農奴主経営への転化条件』）となったことであった。ここに九世紀の農民問題の政治史的把握の努力をみることができ、そこできなめの位置を占める「田一町が自立経営の最低規準」であるような農民そのものを主たる対象とし、その相互関係や他の層との関係を含めて追求した研究はまだ行なわれていない。どうしてそのような具体的な農民像を伴う歴史概念まで問題を深めるかを、古代・中世史研究者が協力して考えなければならなかったと思う。

たとえば門脇氏や佐藤氏が引く、「池五処を築かしむ、民の望みに従えばなり」という『日本紀略』の記事の「民望」の政治的意味を考えるばあい、「民」の内容如何が重要な意味をもつ。この「民」を抽象的な農民層理解のまま、一町規模安定的経営農民とだけとらえてよいかどうか、「富強之家」を含む公民百姓身分としたらどうなるか、といった問題は依然として残っているのである。古代史研究者の古代末期研究が律令国家・官人・郡司およびそれらの政治過程を明らかにした割に、農村の状態・変動自体への関心ととりくみが弱いのは、史料の偏在のせいだけではないように思われる。

右のようなことを述べたのは、門脇・佐藤両氏の説に異をとらえるのが目的ではなく、古代末期の農民問題をとらえることがいかに容易でないか、とらえるためにはどれだけの準備と手続きがあるかを、古代史研究者とこれから考えていきたためである。

これまで述べたような日本史研究会古代史部会共同研究の弱点があらわれた理由は、一言でいえば古代末期の農村の客観的狀態を構造的に、かつ中世社会・中世国家への変革・発展の見通しをもって分析しないままに、政治過程の具体化と在地にたいする国家の「対応」關係の評価をしようとしたことにある。その点では、六五年に原秀三郎氏が論文「田使と田堵と農民」（日本史研究 八〇号）において、九世紀の庄園（元興寺領近江国依智庄）の検田帳を綿密に読みほぐすことを通じて、当時の農民の現実に肉迫したことは注目すべきものであった。

原氏が九世紀庄園における農民問題の一環として再検討を行なった「田堵」は、いうまでもなく過去の平安時代社会経済史の農民論の中心的位置を占める研究史をもっている。原氏の田堵論は私自身の仕事をも含む過去の田堵研究に正面から異論を対置しようとした意欲の見解であるが、依智庄の田使と田刀との政治的交渉についての精彩ある叙述を別にすれば、氏による田堵の「本源的」性格規定は、要するに現地庄官を補佐する従属的・臨時的な「職名」という意外に平板な理解に落ち着いている。

原氏の論文のメリットとすべき点は、靜態的な制度史研究から「職名」説を立てるのではなくて、「田使・専当・田堵それに庄田耕作農民という庄園の生産諸關係の中で」田堵の政治的位置と役割を具体化する作業によってその「職名」的性格に着目したことにあると思う。しかしながら中世史研究者の田堵論を単純に「田堵」請作者であるいは「農業の専門家」説とみなし、二者択一的に誤りと断じたのは早計であった。原氏のいうような「職名」説をもって従来の諸説と「訣別」するわけにはいかなないのである。村井氏の「田堵」請作者論も黒田氏の「農業の専門家」論も、たしかに田堵の全てを論じたものではない。しかし村井氏の研究はそれによって十一世紀段階の庄園における「名」の特質を明らかにし、ひいては請作者の耕地にたいする権利の性格、それを規定する権力の性格の究明に道を開いた点で画期的な意義をもつものであった。村井氏の明らかにした田堵の一面は、以後における王朝国家・庄園体制究明の新たなカギとなったことによってその問題提起としての正しさが証明されているのである。それを「田堵の一面をもって全てと誤認した」とみるのは、研究史を無視している。原氏の「職名」論もまた九世紀段階の田刀の一

面に關する學說であつて、何らその全てを把握したものではない。高尾一彦氏や黒田氏や私が追求した「田堵経営」論（生産様式論）について、原氏が「初源的には農村内部の支配階級」という以上に何も示さなかつたことだけをとつてもそれは明らかである。ついでに言えば、原氏は私が黒田氏の説を引いた箇所だけを指摘して、私が單純な田堵「農業経営の専門家」論者であるかのように位置づけたが、拙稿「中世成立期の所有と経営について」で提起した田堵経営「家父長制的農奴主経営論」こそが私の責任に屬する見解であつて、原氏がそれを無視したのは不可解といふ外はない。

原氏の田刀＝職名＝初源的農村支配階級という見解は、かつて藤間生大氏が同じ依智庄の田刀を「奴婢が一定の土地に土着した」庄民としてとらえ、依智庄檢田帳で田使になじられる田刀の姿を「一般的な庄民の風景」とみた（『日本庄園史』）のと對置することによつて、研究史上に意義づけることができるかと私は考へる。それは初期庄園における田刀の政治的地位・性格に關する重要な二學說であらう。そしてその前提として、藤間氏のいう當時の庄園の「一般的な庄民」（前述の佐藤宗諄氏の表現にしたがえば當時の庄民の「中核」をなす農民）とはいかなるものか、依智庄の田刀はそういう直接生産者農民であるのかないのかという基礎的な問題がある。

原氏は田刀依知秦公安雄が「前伊勢宰」という社会的地位をもつことから、彼が預作した寺田を直接耕作したという見方には「否定的」であり、彼を愛智郡司依知秦公の一族であるとみて「在地の豪族」とした。こうして原氏は田刀を一般農民とみる藤間氏の見解を否定し、田刀でない者に一般農民を求めた。そして、依智庄檢田帳で確認できる寺田預作者で田刀を除くと「單なる預作者」は秦忌寸家継一人だけが残る。もちろん檢田帳の性格からして他の預作者がありうることは原氏のいうとおりである。ともかく原氏は「この檢田帳において庄の耕營に直接關係する在地の預作者のうちで、家継のみが唯一の一般預作農民であつた」と結論し、元興寺の田使が一方で依拠すべきはずの在地有力者たる田刀と對決し、他方で秦忌寸家継のような「より下層の直接生産者」に期待し依拠するという微妙な政治的關係、およびそこに一貫する田使僧延保の律令体制的立場を論じている。

しかし原氏のいうように秦忌寸家継が「一般的預作農民」であり、「より下層の直接生産者」であり、「最も無力なる農民」であるとする見解にたいして、私は否定的である。原氏は検田帳にみえる「家継之名」の理解について、林屋辰三郎氏の考え（「律令制から荘園制へ」『古代国家の解体』）を批判した。その点に関するかぎり私は原氏の理解の方をとりたいが、それとは別に林屋辰三郎氏が秦忌寸家継の出身について、すでに論文「院政政権の歴史的評価」で明らかにしていた事実を、原氏は見過ごしたようである。

林屋氏は同論文で『続日本後紀』の記事によって、秦忌寸家継が「かつて八三六年（承和三年）閏五月造檀林寺使の主典として、朝原宿禰の賜姓をもうけたという中央での官歴」をもつことを指摘した。「右京少属秦忌寸安麻呂、造檀林寺使主典同姓家、継等賜姓朝原宿禰」（『続日本後紀、承和三年閏五月十四日条』）というのがその記事である。林屋氏は依智庄の田使が預作者家継に譲歩した理由として、この中央での官歴をあげたのであった。この事実にもとづくかぎり、私は林屋氏の見解の方がより正しいと考える。原氏自身の論理によれば、前造檀林寺使主典だった家継が、一般農民たりえないことはもちろんである。この事実が承認されれば、原氏の前述した田使と田刀と農民に関する政治的理解も崩れ去らざるをえない。

原氏が精密かつ意欲的に分析した貞観年間の依智庄検田帳は、初期庄園の支配が何であるかをもっともいきいきと物語る貴重な史料である。しかし少なくともそこに登場する庄田預作者は、今のところ、すべて藤間氏や原氏が予想した一般的直接生産者農民ではないという結論が出そうである。しかしそこで立ち止まらないで、もう一度あらためて、古代末期の農民とは何か、これまでの農民観のどこに問題があったかを問いなおすことから、古代末期農民問題への探究が再開されなければならないというのが現状ではないだろうか。そして研究上の常識化した「豪族」とか「有力農民」とか「一般農民」とかという無規定かつ非歴史的なとらえ方自体のきびしい吟味が、その一環として要求されるのではないだろうか。

以上述べてきたのは、古代末期農民問題の基礎となるべき農民諸階層の確定がまだ初歩的な研究段階にあるということであつた。もちろんそれが理論的・実証的に確定されなければ農民問題の究明は一步も進まないと主張するわけではない。ただ現状においても、初期中世社会の封建的階級構成と身分構成について、仮説を含んだ研究成果がいくつか提起されているのであるから、それにたいする展望と再検討にもとづく古代末期農村構造論の仮説的な（もちろん一定の資料上の根拠づけをとまう）提示がいつそう望まれるということを言いたかつたにすぎない。

ところで農民諸階層の客観的状态——古代末期のそれは中世社会の領主・農民關係へと展開すべき法則的な階層分解過程によって基本的に規定されている——と不可分の問題としてとりあげなければならないのは、古代末期農民の主体的な運動・闘争をいかにとらえるかという課題である。先述した六三年大会の研究委員会方針では、それを「その社会的地位に規定されて生ずる農民諸階層の歴史的作用、あるいは、諸体制の変質・変革・反動化などにおいて農民諸階層の果たした役割」という言葉で表現していた。

律令国家の解体から王朝国家への政治的転換を導いた諸階級の相剋・闘争過程において、農民層はいかなる位置と役割を担うかという問題は、古代末期農民問題の中心的主題といわなければならないが、そこでは一方で古代末期の政治情勢、なかならず律令制の政治的危機を直接に規定する客観的階級配置の変動を問う必要があり、同時に他方で農民大衆の政治的・社会的主体を表現する具体的な歴史現象を再発見・再評価する努力が要求される。近年になつて注目されるようになった「階級配置」論は、経済構造から直接に導かれる生産諸關係⇨階級構成論そのものではなく、それを土台としながら特定段階の政治的条件の中で諸階級やその分派が政治的諸陣営の構成分子として登場する必然性を明らかにすることをその目的としている。古代末期の反律令闘争が班田農民の二形態の抵抗、逃亡・浮浪と百姓田造成（⇨公田横領）を基調として展開されたことは、すでに諸先学が正しく強調してきたところであるが、

この孤立分散的・消極的抵抗運動を国家形態と政策体系の転換を導くに至る政治過程の中に位置づけるためには、支配階層の分派を含む反律令的政治勢力の形成と運動の問題にとりくむことが必要である。

たとえば私は、郡司に代表される古代史側の「豪族」概念にたいして、在地の反律令分子として活躍する「富豪層」概念を対置し、さらにそれをいっそう政治史的概念化した「富豪浪人」論を提起した。私はそれらの概念が九世紀における反律令的政治陣営の構成を明らかにするために有効であると考えているが、若干の古代史研究者は、たんに「富豪浪人」の事例に貴族出身者を含むというだけの理由で、その概念の政治史的意義を否定している。抽象的な一般農民の積極的評価とうらはらに、古代末期の貴族・豪族層を律令制の人格化としかたえない方法によるかぎり、古代史の側からは、律令制の解体＝残存ということ以上の問題提起が中世史へ向けて可能かどうか疑問としなければならぬ。その主な原因は、前述した階級配置論の未展開にあると私は考える。なお九世紀の階級配置とそこからもたらされた全般的政治情勢の特徴に関する現在の私見は、六七年度日本史研究会大会報告「中世成初期の国家と農民」（日本史研究 九七号）でいちおう明らかにしているので参照していただきたい。

この六七年大会報告の意図したところは、大会統一テーマ「人民闘争と国家の諸段階」をかかげて、「人民闘争の質的な展開の諸段階を明らかにし、それと不可分のものとして歴史的な国家形態、統治機構、政策体系、イデオロギー編成の変動の諸段階をとらえていく」（日本史研究 一〇四号）という共同研究方針のもとに、それを九・十世紀段階で具体化することであった。ここでは律令制下の人民闘争の質的発展をいかに考えるかということが当面する第一の難問になる。「質的発展」というからには、八世紀いろいろの班田農民の個別的な「人田共隠没」行動の激化を明らかにするだけではまだ足りないであろう。またそれら農民の抵抗の成果が在地豪族層に吸収され豪族層が律令制を変質・解体させる政治勢力として登場するととらえても、新たな社会的・政治的運動主体としての農民集団を明らかにする課題はなお残されている。

そのため私はさしあたり人民的な運動・闘争の集団化・組織化という観点を立てて、その二形態、すなわち村落

反大土地所有闘争と反律令的な「群党」蜂起とを、九・十世紀段階における「質的發展」形態としてとらえてみたいと考えている。

前者の村落的反大土地所有闘争とは、門脇氏が九世紀の「百姓」の王臣勢家豪民にたいする旧共同体的抵抗（＝国家への依存性）として提起した問題につながるが、要するに勢家豪民による山野用水の独占と住民利益排除にたいして、住民らが禁制を破って焼畑・伐木・採草・放牧・狩猟などの生産活動を続行し、山野の貴族的領有権を侵害し続けた行動を指すものである。八世紀いらい律令政府の禁制の対象になりつつも、急激に進行した王臣勢家豪民による山野占取・領有が農民にもたらした事態は、およそ次のようなものであった。(1) 農民の草木採取禁止と鎌斧没収。(2) 放牧禁止と牛馬掠奪。(3) 交通路の制止・妨害。(4) 用水（源）の独占と転用。(5) 濫伐による洪水。(6) 開墾地の独占放置による農民開墾妨害。(7) 民宅囲い込みと地子賦課。(8) 焼畑耕作禁止。(9) 庄家近辺の平民田地の囲い込み、等々。

これらが班田農民の経営およびそれを支える農業共同組織の破壊や変化とどのように関連し相互に作用しあうかという問題は、まだほとんど未知の分野に属する。それは古代末期農民問題の中心的課題であって今後の究明にまたねばならぬが、当面知ることのできる住民百姓の集団的抵抗の形態や段階を示す諸事実は、庄園制発生期とともに開始された農民的反大土地所有闘争を明らかに示している。天平宝字年間、伊賀国と越前国の東大寺領庄園で郡司百姓らが「寺田使を捉打し、寺溝を掘塞ぎ、堰水通ぜず、荒地少なからず」と庄園用水路破壊の行動に出たことはその早い例であるが、九世紀末には諸大寺が柚山麓の百姓住居を囲込み、それにたいし諸郷百姓らが郡司を通じて問民苦使に訴えて有利な裁許をえたように、律令国家の法理や勸農政策が郡司に指導された百姓らの抛り所とされている。しかし他方で同時に進行している神地・神山の侵犯・汚穢問題になると前と異なったイデオロギー問題があらわれてくる。神亀年間に禁じられた諸国神社内のけがれや放牧行為の発生にはじまり、九世紀には春日神山の狩人による触穢や樵人の神木伐損、鳴社清流の狩人による汚染、同神山の狩猟など、国家のイデオロギー的聖域を住民が侵害しけが

す行為が頻々と起きていることは注意を要する。とりわけ寛平七年の禁制にみるように、律令国家の勸農権の宗教的象徴である祈雨の神、大和国丹生川上雨師神社の境内地にたいして、国栖戸百姓と浪人らが「事を供御に寄せ、神地を奪妨し、しばしば汚穢に触る」という行動をとっていることは、百姓・浪人の協同的生産活動が国家の聖地を無視して展開されていることを察知させる事実である。山野の占取・用益をめぐる住民の集団的反抗の背後には、特定の生産的共同組織の形成・存在が想定されるから、これを村落的反大土地所有闘争にとらえて、今後の研究の手がかりにしたいと考えている。

ところでさきにもう一つの人民闘争の質的發展形態としてあげたのは、「群党」蜂起の問題であった。九世紀段階の史料にあらわれる「党」は、その実態において複雑な内容をもっているが、多くの場合に共通する点は、律令制支配の敵対物あるいは法制外の私的組織としてあらわれることである。かかる「党」形成の歴史的条件については、六年大会報告でいちおうの見解を述べているので、ここでくりかえさない。延喜二年に庄園整理令以下の政治改革が実施される直前の昌泰年間には、近国と東国で二つの種類の反逆的「群党」が出現した。前者は六衛府舍人等になった播磨国「百姓」らが国の収納使に暴力的対捍を行ない「ややもすれば群党を招きほしきままに濫悪をなす」と訴えられた事件であり、後者は「坂東諸国富豪之輩」が構成する輸送業者集団「僦馬の党」が坂東一円にわたる駄馬掠奪者として蜂起し、「遂に群党を結び既に凶賊と成る」と報じられた問題を指している。九世紀の反律令制的「党」蜂起を集約的に象徴するかのようにみえるこの二つの群党蜂起は、前者が「百姓」身分の官物対捍行動という点で農民的な蜂起であるのたいして、後者は騎馬の武装交通業者の「強盗」化―官物京上ルートの襲撃という点で、律令国家にたいする反乱の性格を帯びている。

しかしながら、この二形態は武装蜂起の規模と対象と組織性および機動性、地域の政治的条件、そのよって立つ社会的分業の相違などにおいて対照的であるとはいえ、次の点で共通性をもっているといえよう。すなわち、その第一は富豪層連合の指導する組織的な農民的・人民的反律令闘争であるという点である。六衛府の舍人になるほどの「百

姓」は「意見封事十二箇条」で明らかにされているように、「部内強豪、民間狂暴」であって、尋常の農民でないことはもちろんである。「党」はかかる「部内強豪」を指導層とし、私兵弓馬で武装するとともに、農商はじめ諸産業の経営体を土台とした家父長制的集団の連合組織であるが、武士団の「党」のごとき職業的戦士集団<sup>11</sup>在地領主連合組織とは異なり、農民をはじめとする人民諸階層との社会的結合関係の上に立っていると想定される。こうした特定の「人民的基盤」を具体化することは将来の研究課題となるが、九世紀末期の群党蜂起が富豪層に指導された反律令人民闘争の暴力的形態であると考えることは許されるであろう。

第二点は王臣勢家と「党」との従属関係<sup>12</sup>一種の政治的同盟の問題である。播磨国「百姓」らがその「私宅」に蓄積した稲を「本府の物」、「勢家の稲」に転化し、国衙支配の「里倉」を形骸化していったことは、官衙権門の庄の成立を意味するが、この結合によって支配階級内部に反律令的分派が生じ、律令政治の危機と王朝国家への改良的移行をもたらした。同様な性格は「倭馬の党」についても指摘しうるのであって、六七年大会報告で述べたように、「倭馬の党」蜂起と時を同じくして東海・北陸道の路頭・津辺で王臣家使者らの「党」による「船車人馬」の掠奪的「強雇」が起きていることは、両者の密接な内的連関を示唆していると思う。このような「党」に依拠した九世紀末王臣勢家の「荘園濫立」は、彼らが律令貴族であるという階級性だけから演繹してはならない古代史の転換点の表現である。

古代末期の農民問題についてなお言及すべき多くの論点と業績があることはいうまでもないが、上述したとおり歴史学における「農民問題」の開拓は、これからの研究者の責任である。私自身の模索を含めて現状を率直に述べ、とくに若い研究者の新しい共同研究に期待したいと思う。

〔付記〕 本稿は六八年十二月七日関西大学史学会大会の公開講演にもとづくものであるが、成稿のさい改訂を加えた。